

4 認知症施策の推進

<施策の推進方向>

今後、団塊の世代が高齢化するのに伴い、認知症高齢者も大きく増加することが見込まれます。

これまでの認知症施策については、①認知症状の悪化を招く早期受診・対応の遅れ、②認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための介護サービスが量、質の両面から不足、③地域で認知症の人とその家族を支援する体制が不十分、④医療・介護従事者の連携不十分など、様々な課題が指摘されてきました（「今後の認知症施策の方向性について」（平成24年6月28日 認知症施策検討プロジェクトチーム）。

これらの課題に対応するため、今後は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）（平成24年 厚生労働省策定）を着実に推進します。

また、市町村が地域支援事業において取組む認知症施策の充実や体制の強化にむけて、積極的に支援していきます。特に、早期診断等を行うため、医療・介護サービスに関わる人材の認知症対応力を更に向上させるとともに、認知症疾患医療センター等専門医療機関の整備を推進し、医療と介護の切れ目のない対応や地域支援体制の構築を推進します。

さらに、認知症の普及・啓発を一層推進し、認知症の人やその家族に対する支援を地域住民と共にを行うとともに、できる限り地域で生活できるよう見守り体制や生活支援体制の構築など社会全体で支える地域包括ケアシステムづくりを推進し、認知症にやさしいまちづくりを進めます。

主要施策	内 容
(1) 認知症の普及啓発と 予防、早期発見・ 早期対応の推進	認知症について正しく理解するための普及啓発と予防、 早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実 など
(2) 認知症の医療・介護 体制の整備と 地域連携の推進	医療従事者等の認知症対応力の向上、認知症疾患医療センターの整備、認知症介護の専門的人材の養成の推進、認知症に対応した地域密着型サービスの充実 など
(3) 地域における 支援体制の推進	市町村が取り組む認知症施策（認知症高齢者徘徊・見守りSOSネットワーク構築、認知症ケアパスの作成と普及啓発）への支援 など

(1) 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進

【課題】

認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その周りの人々や地域住民等が認知症について正しく理解することが必要です。現在、認知症サポーターの養成等を通して、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組んでいますが、今後さらに多くの人々へ普及することが大切です。

認知症の予防法は十分に確立されていませんが、脳卒中等の生活習慣病の発症を予防することや高齢期においても社会的なつながりを維持することが大切です。

認知症は、早期に発見され早期に適切な対応を受けることで、本人と介護者の生活の質を高め、介護の負担を減らすことができます。本人や家族等が認知症を疑った場合には、早い段階から専門の医療機関を受診することが大切です。

【施策の方向】

地域住民や県、市町村、民間企業、学校等の幅広い年代の人に対して認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図るとともに、早期相談・受診のための支援体制を充実させ、認知症の早期発見を促進します。また、認知症の発症や進行を予防するための介護予防事業等を推進します。

<具体的な施策>

○ 認知症について正しく理解するための普及啓発

- ・認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）の推進
- ・認知症高齢者実態調査（平成26年度実施）を踏まえたリーフレット等の作成・配布やシンポジウムの開催等による効果的な普及啓発
- ・地域、職域、学校など、幅広い年齢層への認知症に関する正しい知識の普及と理解促進（出前講座や認知症サポーターの育成等を活用した普及の実施）
- ・認知症に関するホームページ（症状や相談窓口など）の充実
- ・活動発表会や講演会等の実施
- ・窓口担当の自治体職員や公共施設の職員等を対象とした認知症サポーター研修の実施

○ 早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実

- ・市町村、地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による相談支援体制の充実と相談窓口の周知
- ・認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」等の周知による早期相談、受診の促進
- ・厚生センターや高齢者総合相談窓口（シルバー110番）、認知症ほっと電話相談など、認知症や介護に関する相談の実施
- ・要介護認定や介護予防・生活支援サービス事業利用時など、多様な場面における早期発見の推進

○ 認知症の発症や進行を予防するための介護予防事業の推進

- ・市町村等による生活習慣病予防、個別生活指導、地域リハビリ活動等の推進
- ・地域における認知症予防活動の推進
(いきいきサロン、地域住民による自主的な介護予防普及活動等)

(2) 認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進

【課題】

認知症ケアにおいては、早期の段階からの適切な診断とこれを踏まえた対応が重要です。また、認知症の進行を可能な限り遅らせるためには、保健・医療・福祉の専門的観点から適切なサービスを総合的・継続的に提供することが必要です。さらに、環境の変化の影響を受けやすい認知症の高齢者等の特性に配慮した在宅サービスや施設ケアの充実を図る必要があります。

【施策の方向】

早期診断につなげるため、高齢者が日頃受診する診療所等の「かかりつけ医」を対象とした認知症対応力向上のための研修や認知症疾患センターの整備を促進するとともに、専門性の高い技術が求められる認知症ケアに対応できる人材の養成・資質の向上に努めます。保健・医療・福祉関係者等が連携・協力し、認知症高齢者と家族等に対する適切な医療や保健、介護サービスを提供できる体制の整備を推進します。また、若年性認知症対策を推進します。

<具体的な施策>

○医療従事者等の認知症対応力の向上

- ・かかりつけ医、病院に勤務する医療従事者等の認知症対応力向上研修の実施
- ・認知症サポート医によるかかりつけ医への支援
- ・認知症サポート医の養成とフォローアップ研修の実施

○認知症ケアに関わる介護人材の育成と資質向上

- ・介護支援専門員専門研修や訪問介護員技術向上研修の充実
- ・認知症介護実践者、認知症介護リーダー研修の充実
- ・認知症介護実務アドバイザー派遣等事業の実施
- ・認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修の実施

○認知症疾患医療センターの整備

- ・認知症疾患医療センターの設置促進、運営支援

○認知症に対応した地域密着型サービスの充実

- ・地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護等の計画的な整備
- ・認知症対応型サービス管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
- ・指導者養成研修修了者を認知症介護実務アドバイザーとして介護保険施設等に派遣
- ・「福祉サービス第三者評価制度」を活用した認知症高齢者グループホーム等のサービス改善の促進

○介護保険施設におけるグループケア・ユニットケアの推進、及び身体拘束の廃止促進

○医療と介護との連携強化とケアマネジメントの充実

- ・地域連携や相談業務を担う「認知症地域支援推進員¹」の配置への支援
- ・認知症初期中支援チーム²等による医療と介護が連携したケア会議の開催
- ・認知症疾患センターにおける保健・医療・介護等関係機関連絡会、研修会等の開催
- ・地域包括支援センター職員等に対する医療とケアの連携推進等研修の実施
- ・認知症高齢者に関わる医療・介護等の関係機関の情報を共有する認知症情報共有ツールの活用推進

○若年性認知症施策の充実

- ・若年性認知症の正しい知識の普及と理解の促進
- ・認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等による相談支援体制の充実と早期発見・早期対応の促進
- ・「認知症の人と家族の会」等と連携した相談支援体制の推進
- ・保健・医療・福祉・雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりの推進
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修の実施
- ・一人ひとりの状態に応じた支援体制の充実
介護サービス、障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付(自立訓練・就労継続支援等))等
- ・精神障害者福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)による支援

○認知症に対応可能な医療機関に関する情報提供

(とやま医療情報ガイド)

○精神科病院からの円滑な退院・在宅復帰のための支援

- ・医療関係者と介護サービス等地域援助事業者³の連携による高齢入院患者の退院支援
- ・ピア・フレンズ⁴を含めた保健・医療・福祉等地域生活を支援する人材の養成

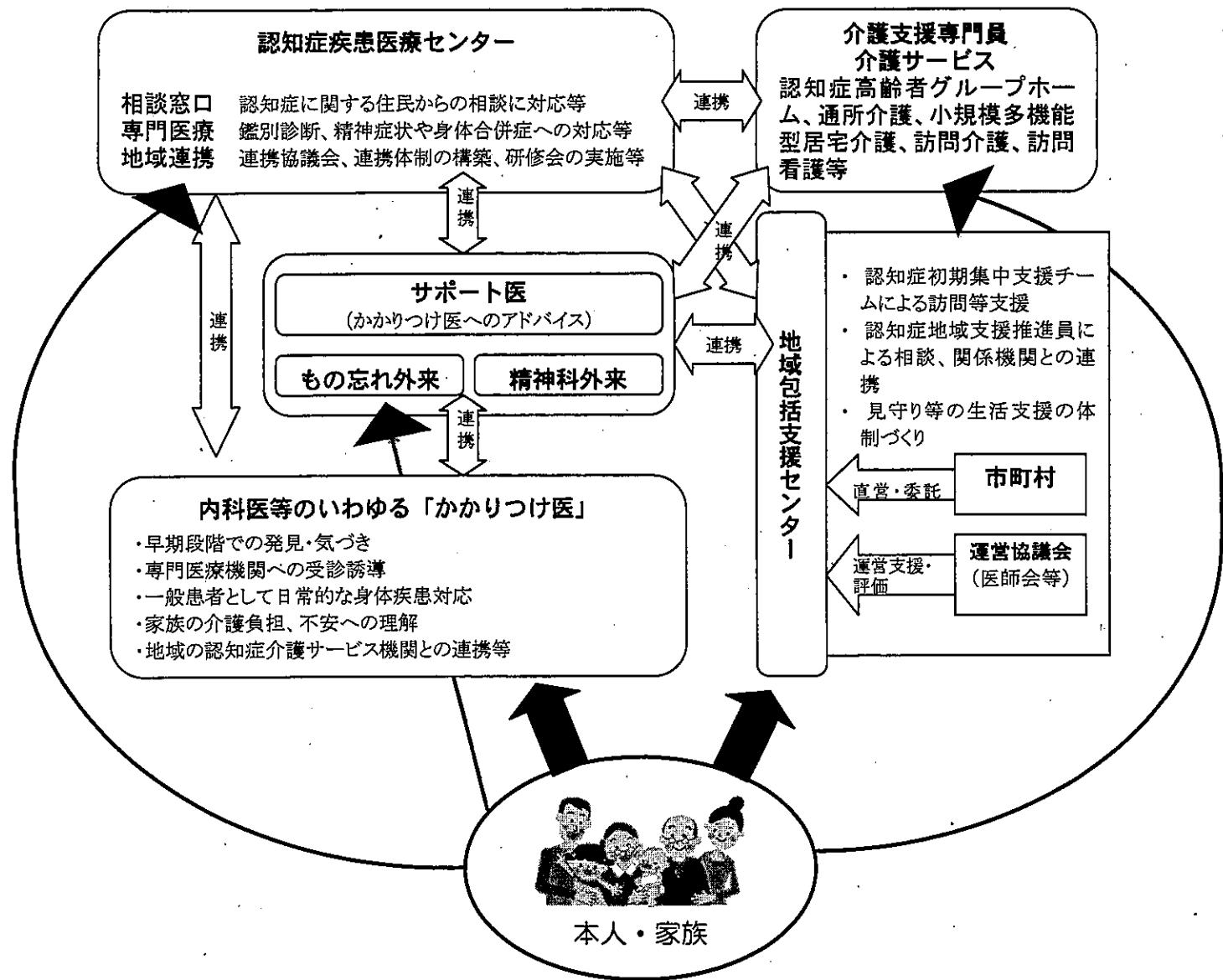
¹ 認知症地域支援推進員…市町村・地域包括支援センター等に設置され、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族の相談業務等を行う。

² 認知症初期集中支援チーム…複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の鑑別診断等をふまえて観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的(概ね6ヶ月)に行い自立生活のサポートを行う。

³ 地域援助事業者…入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等を指す。

⁴ ピア・フレンズ…精神科の入院・退院の経験があり、地域で生活している精神障害者で、障害者自身の経験をもとにした支援を行う。

認知症高齢者支援体制



(3) 地域における支援体制の推進

【課題】

認知症は誰にでも発症する可能性のある病気です。認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活できるようにするためにには、誰もが自らの問題として認識し、認知症になっても安心して生活できる社会を早期に構築し、地域全体で支えていくことが必要です。

また、単身世帯及び高齢者夫婦世帯が増加するなか、認知症高齢者に対する介護の負担から、虐待に至ることもあります。これらを防ぐためには、認知症の早期発見から医療、保健・福祉、生活支援に至る総合的な支援体制を推進することが必要です。

さらに、認知症高齢者が、住み慣れた家庭や地域での生活を継続でき、いったん入院した場合でも円滑に地域生活へ移行できるよう、認知症高齢者とその家族等の生活を支える体制を構築することが重要です。

【施策の方向】

初期の段階から、認知症に対する相談支援体制の充実を図るとともに、引き続き成年後見制度等の権利擁護制度の活用支援、本人及び家族への支援に努めます。また、認知症サポーターの養成等を通じた地域住民への認知症に対する正しい知識の普及と理解の促進、地域住民・ボランティアなどによる認知症高齢者の見守り、徘徊時に早期発見・早期対応できる体制の構築、認知症に関する地域資源マップの作成など「認知症になっても安心な地域支援体制」を構築します。

<具体的な施策>

○認知症高齢者及び家族介護者に対する専門相談支援体制の充実

- ・「認知症の人と家族の会」等様々な関係者との情報共有
- ・認知症介護経験者等による高齢者総合相談センター（県社会福祉協議会に設置）における専門相談支援の充実（「認知症ほっと電話相談」での認知症介護経験者によるピアカウンセリング等）
- ・成年後見制度の活用の促進、市民後見活動の推進の支援

○市町村が取組む認知症施策への支援

- ・認知症施策に関する先進的な取組事例等の市町村等への情報提供や研修会の開催
- ・厚生センターや認知症疾患医療センター等と連携した処遇困難事例に対する支援や関係機関のネットワークづくりの推進
- ・認知症高齢者等の行方不明・身元不明者の情報に関する都道府県・市町村間の広域調整

【市町村が取組む認知症施策】

- ・地域の関係者・関係団体等に対する認知症施策に関する意識の向上・連携の強化
- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・地域住民やボランティアによる声かけ、見守りなど認知症高齢者見守り体制の構築
- ・徘徊・見守りSOSネットワークの構築と模擬訓練の実施
- ・GPS¹、ICT（情報通信技術）活用による効果的な見守り体制の充実
- ・認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供体制の流れ）の作成と普及啓発
- ・認知症地域支援推進員や初期集中支援チームの設置による初期段階からの相談支援体制の充実
- ・認知症ケア等に関する多職種による事例検討会の実施とケアマネジメントの充実
- ・認知症カフェの開催など認知症の人と家族への支援 等

- ・市町村が行う「介護用品の支給」、「家族介護者相互の交流会の実施」、「家族介護教室等における認知症介護技術の普及」等の家族支援事業に対する支援

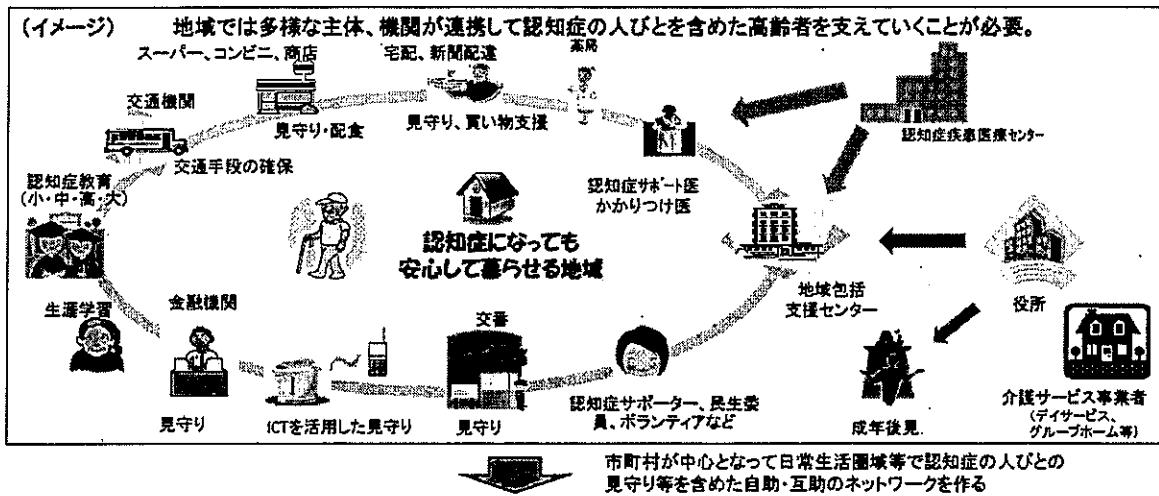
○地域密着型サービス事業所等による地域支援体制の充実

- ・地域との連携し認知症高齢者及び家族等を効果的に支援している取組事例の地域住民への紹介

¹ G P S…Global Positioning System の略。全地球測位システム。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム

認知症の人を社会全体で支える

○介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用する。



関係部署と連携し、地域の取組を最大限に支援

関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人々を支える社会を構築していく

5 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり

<施策の推進方向>

高齢者が豊かな気持ちで生きがいを感じつつ暮らせるよう、高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、住み慣れた自宅や地域でできる限り自立した生活を営むことは、誰もが抱く共通の願いです。

住まいは生活の基盤であり、誰にでも訪れる高齢期を安心して迎え、快適に過ごすことができる住環境を整備することが大切です。

H25年住宅・土地統計調査の結果では、富山県の持ち家率は79.5%と高く全国1位であり、高齢者が住み慣れた自宅で安全に暮らせるよう、必要に応じて高齢期に適した住宅への改修を促進します。また、様々な理由で住み替えを考えている高齢者には、そのニーズに応じた多様な住まいの供給を推進します。

また、バリアフリー環境に整備した高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、近年の災害を教訓として災害時における要配慮者の支援体制を整備します。

さらに、高齢者の虐待防止対策の推進や成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護体制を整備します。

主要施策	内 容
(1) 住み慣れた地域における多様な住まいの確保	住み慣れた地域での生活を継続するための多様な居住環境の整備 (サービス付き高齢者向け住宅等)、住宅のバリアフリー改修・耐震改修・断熱改修等の促進など
(2) 高齢者にやさしいまちづくり	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり(建築物、公共交通機関等のバリアフリー化等)、高齢者の交通安全対策の推進など
(3) 災害時における要配慮者支援体制の整備	災害時要配慮者の支援体制の整備、施設等の防災対策の推進、福祉避難所の指定など
(4) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備	市町村・地域包括支援センターを中心とした総合相談支援・成年後見制度の普及の推進、高齢者虐待防止対策の推進、犯罪や悪質商法等の被害防止、市町村や関連団体と連携した総合的な自殺防止対策の推進など

(1) 住み慣れた地域における多様な住まいの確保

【課題】

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれますが、高齢者ができるだけ住み慣れた地域や自宅で生活し続けるため、ライフステージの変遷等に対応した住まいを確保することが重要です。

高齢者が自宅で、安全・健やかに生活できるよう、住宅のリフォームを進めるとともに、ニーズに応じた多様な住まいの整備を進める必要があります。

また、近年、高齢者向け住宅において、運営事業者による過剰な介護保険サービスの提供や、自社のサービス利用への誘導を目的とする囲い込みといった事態が見受けられるとの指摘があります。

【施策の方向】

高齢者が住み慣れた自宅で、安全で快適に暮らせる環境を整えるため、バリアフリー改修のみならず、耐震改修、断熱改修等により性能が向上する住宅リフォームを推進します。

高齢者やその家族の状況等に応じた住まいを確保するため、地域密着型の施設サービス基盤の整備や、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム、シルバーハウジングなど、高齢者の居宅生活を支援するサービスが提供される高齢者の住まいを計画的に供給するとともに、円滑な住み替えを行うことができるよう支援していきます。

また、高齢者向け住宅における介護保険サービスが適正に提供されるよう、介護サービス提供事業者等に対して指導を実施していく必要があります。

<具体的な施策>

○住宅のバリアフリー改修・耐震改修・断熱改修等の促進

- ・高齢者の自宅のバリアフリー化や三世代同居世帯のリフォームを支援するリフォーム融資制度¹の活用
- ・高齢者が住みよい住宅改善事業による低所得者に対する改修助成
- ・介護給付（居宅介護住宅改修）を活用した小規模な住宅改修による生活環境の整備
- ・介護実習・普及センター等によるリフォーム業者に対する技術向上研修の実施
- ・住宅リフォームに関する相談窓口の設置（介護実習・普及センター、とやま住宅相談所、地域住宅相談所）
- ・木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業による耐震化支援

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録や補助制度の周知等による供給促進
- ・ホームページ等によるサービス付き高齢者向け住宅の登録情報の提供
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項、契約内容並びに適正な維持管理に係る指導監督

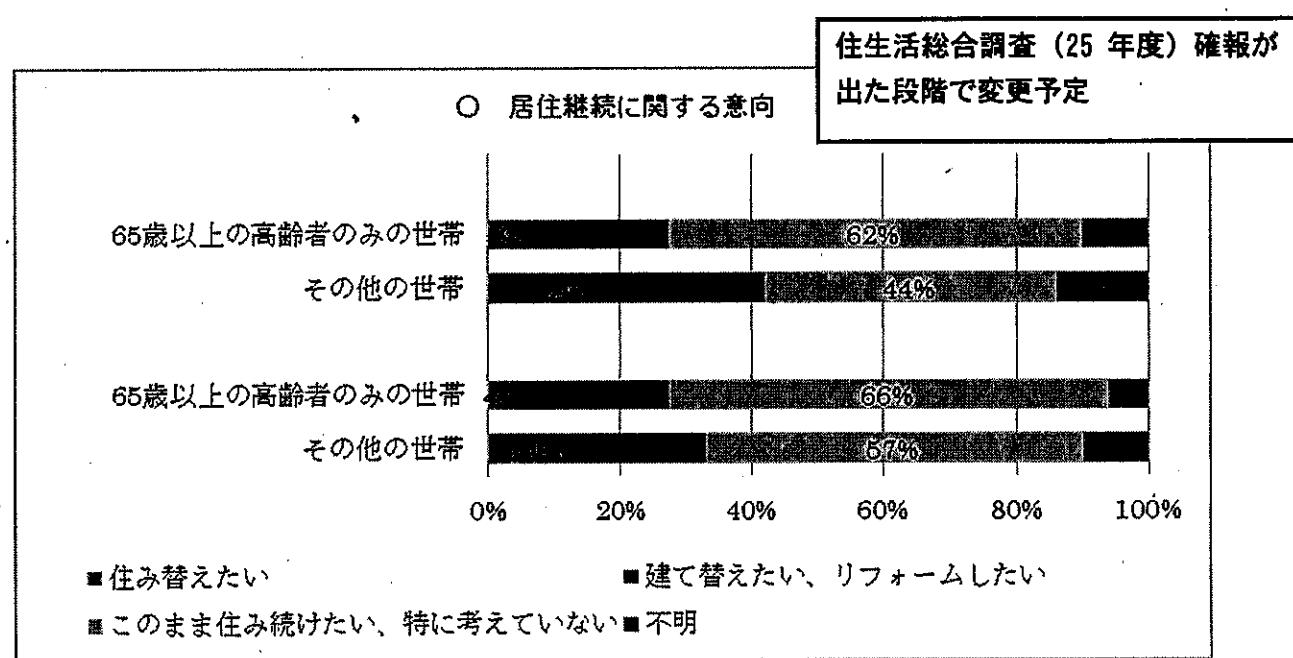
○市町村（保険者）による地域密着型の施設サービス基盤の計画的な整備推進

- ・身近な地域での地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型の施設サービス基盤の計画的な整備

○高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進

- ・高齢者世帯の公営住宅への優先的な入居や低層階への住み替え支援

- ・高齢者世帯に配慮したバリアフリー化の促進
 - ・住宅施策と福祉施策の連携によるシルバーハウ징の促進
- 低所得高齢者向け住まいの確保
- 一人暮らしに不安のある高齢者のための「軽費老人ホーム・ケアハウス」の運営の支援
- 民間による有料老人ホームの整備及び適正な運営に関する指導の実施
- 養護老人ホームの適正な運営に関する指導の実施



資料：住生活総合調査（平成20年、国土交通省）

¹ リフォーム融資制度…

富山県住みよい家づくり資金融資制度

- ・バリアフリーリフォーム工事に対して、償還期間15年以内で500万円以内の低利融資
(子育て世代の三世代同居等の場合は、新築・購入の場合も対象)
- ・住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例
限度額1,000万円で、生存中は利子部分のみ返済し、死亡時に一括返済

【高齢者向け住宅の種類】

施設種類(居住系)	対象者等	設置数・定員数 (26年12月現在)
ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> 原則60歳以上で、身体機能の低下または高齢者等のため独立して生活するには不安がある方で、家族の援助が困難な方が入居 高齢者の生活維持に配慮した仕様の施設で、食事、入浴、相談助言、健康管理等のサービスを提供 介護サービスは、外部の居宅サービスを利用 	22箇所 定員 1,254名
生活支援ハウス	<ul style="list-style-type: none"> デイサービスセンターに居住部門が併設されたもので、市町村が民間に委託し運営しているため、利用料金が低廉 原則として60歳以上で、ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が入居 各種相談、助言、緊急時の対応、介護、福祉サービスの利用援助のサービスを提供 介護サービスは、外部の居宅サービスを利用 	4箇所 定員 60名
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 個室の提供と介護や食事の提供その他日常生活上の援助が受けられる民間の老人ホーム（健康型、住宅型、介護付きの3類型） 	55箇所 定員 1,283名
介護あんしんアパート	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型事業所等に併設された高齢者向けのアパート 比較的低廉な家賃とするため、建設・整備時の費用を県と市町村が補助 	17箇所 215戸
シルバーハウジング	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された高齢者世帯向けの公営住宅 生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスを提供 	8箇所 160戸
サービス付き 高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービスを提供するバリアフリー化された住宅 	58箇所 1,369戸
認知症高齢者 グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定を受けた認知症の高齢者が入居 家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うことにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む共同生活住居 	145箇所 定員 2,016名

(2) 高齢者にやさしいまちづくり

【課題】

身近な地域の中で、高齢者が快適に暮らし、安心して外出できるよう、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー環境の整備を推進していくことが必要です。また、交通事故等の被害を受けやすい高齢者への配慮が必要です。

【施策の方向】

身近な生活関連施設におけるバリアフリー化等により、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり（福祉のまちづくり）を推進するとともに、高齢者の交通安全対策等の実施により、「高齢者にやさしいまちづくり」を推進します。

＜具体的な施策＞

○生活関連施設等のバリアフリー化の推進

- ・民間建築物、公共施設、公共交通機関の施設、道路交通環境 等

○利用者の多い中心市街地等のバリアフリー化の推進

- ・商店街等のバリアフリーの促進、歩行者の安全通行の確保 等

○交通機関のバリアフリー化推進

- ・低床バスの導入など、公共交通車両及び駅のバリアフリー化の推進
- ・ボランティア等による移送サービスなど利用者ニーズに応じた交通・輸送サービスの推進
- ・過疎地における乗合バスの運行等に対する支援 など

○ユニバーサルデザインの普及、公共事業・まちづくり計画等への導入

○公共施設・金融機関等のバリアフリー化状況のホームページによる情報提供

○高齢者の交通安全対策の推進

- ・ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備
- ・事故実態の調査分析に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ・高齢運転者に対する講習等の充実、交通安全アドバイザー等による声かけ活動の推進
- ・住民に対する交通安全教育、通行に支障のある高齢者の適正な通行確保

(3) 災害時における要配慮者支援体制の整備

【課題】

平成23年3月11日の東日本大震災では、高齢者をはじめとした災害時要配慮者¹について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったと指摘されています。いつ起こるか分からない災害への備えとして、災害時における避難や避難所での生活などに支援が必要な高齢者を支援していく体制の整備が求められています。

【施策の方向】

災害時における避難対策の充実や福祉避難所の指定等、災害時において支援が必要な方への支援体制の整備など、災害発生時の被害を最小化する「減災」の取組みを推進します。

<具体的な施策>

○避難誘導、安否確認等の支援体制づくり

- ・市町村が行う避難行動要支援者²名簿の作成、更新など要配慮者情報の把握、個別避難支援計画の作成への支援
- ・避難行動要支援者名簿の活用等による地域の関係者（警察、消防、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団、避難先施設等）間の連携体制の構築
- ・地域住民、民生委員、自主防災組織等が参加した避難訓練や研修会の実施

○災害に対応できる人づくり

- ・地域包括支援センター職員等を対象とした在宅の要配慮者を支援するための研修の実施
- ・施設における緊急時の連絡体制の整備や避難訓練等による、災害時の対応能力の向上
- ・家庭、地域、学校等における災害の歴史を含めた防災教育の推進
- ・災害に対応した保健活動連絡会や研修会の開催

○福祉避難所の指定等

- ・市町村が行う福祉避難所の設置等の支援

○災害発生時の支援

- ・要介護者、認知症高齢者等の災害時要援護者に対する災害情報の提供、安否確認、避難支援
- ・避難所等における生活支援、生活不活発病の防止対策 等

○介護保険施設、グループホーム等における防災意識の高揚及び防火・防災対策の推進

- ・県が作成した防災標準マニュアルの普及や避難訓練の徹底
- ・スプリンクラーや消火設備の整備 等

○高齢者住宅の防火対策（住宅用火災警報器の設置等）、部分改修を含めた耐震化の推進

○県総合防災情報システムの防災関連情報の提供

- ・インターネット及び携帯電話サイト「富山防災WEB」、CATVの「防災チャンネル」を通じた情報提供

¹要配慮者…高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

²避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人

(4) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

【課題】

平成18年からの「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行後、高齢者虐待防止についての理解が広がったこともあり、虐待に関する相談や通報等が増えています。特に、近年、サービス付き高齢者向け住宅等や高齢者施設が増えていることから、養介護施設従事者等による虐待防止の取組みが求められています。

また、高齢者の消費者被害の問題も生じています。

今後、介護が必要となる高齢者や認知症高齢者が増加することを踏まえ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を実施するための体制整備を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

市町村や地域包括支援センターが、高齢者虐待を早期発見・早期対応し、被虐待者に対して適切な支援を実施できるよう、高齢者虐待に関する普及啓発、総合相談等での対応力向上のための研修、高齢者虐待防止ネットワークの運営等への支援を行ないます。

虐待の発生要因としては、「知識・介護技術の不足」や「ストレス・感情コントロールの問題」などが挙げられていることから、早い段階からの予防的な対処が重要と考えられ、介護サービス事業者に対する研修や介護保険法に基づく実地指導等を適切に実施します。

また、高齢者の消費者トラブルを防止するための取組みを推進します。

<具体的な施策>

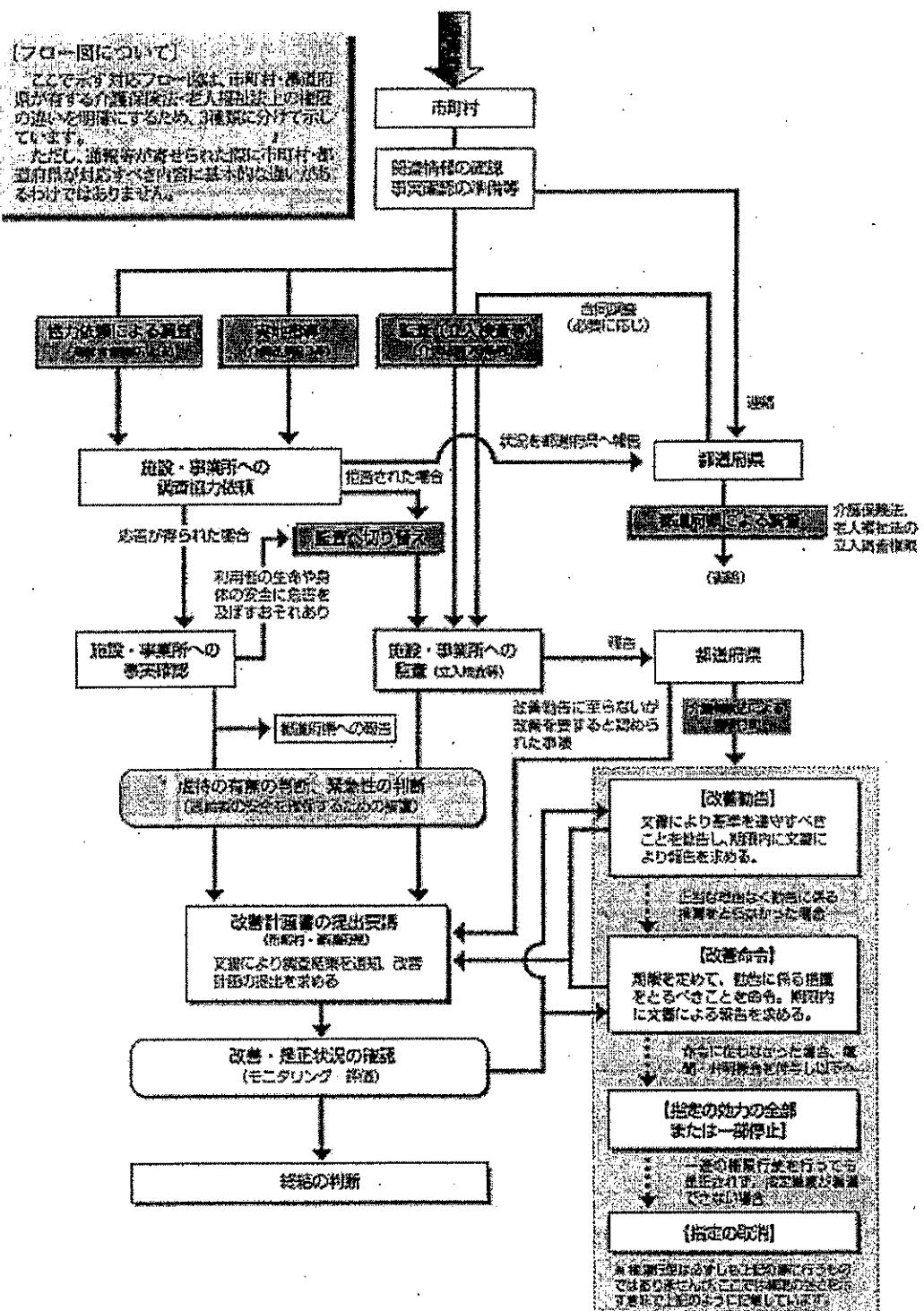
- 市町村・地域包括支援センターを中心とした総合相談支援、成年(市民)後見制度の普及啓発
 - ・総合相談支援等の対応力向上のための研修等の実施
 - ・高齢者虐待防止ネットワークの運営支援のための情報提供
 - ・成年後見制度の利用の促進のための普及啓発や情報提供、市民後見活動の推進の支援
- 高齢者虐待防止対策の推進
 - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発、早期発見・早期対応の促進
 - ・高齢者の権利擁護に関する普及啓発
 - ・高齢者虐待防止対策推進のための研修会の実施
- 介護サービス事業者に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施や介護保険法に基づく実地指導等の実施
 - ・権利擁護推進員養成研修の実施
- 犯罪、特殊詐欺、悪質商法等からの被害防止の推進
 - ・県消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口における悪質商法等に関する相談、被害防止のための広報・啓発
 - ・無施錠による盗難や特殊詐欺等の被害の防止や防犯パトロール等の地域ぐるみの自主防犯活動の支援
 - ・高齢者に対する消費者教育の推進
 - ・高齢者の消費生活を特殊詐欺や悪徳商法等から見守る人材の育成
 - ・「くらしの安心ネットとやま」を通じた悪質商法撃退教室への参加促進、高齢者等の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化
 - ・消費者・地域・福祉・事業者団体など多様な主体による高齢者の消費生活を見守る取組みへの支援
- 高齢者総合相談センター（シルバー110番）における相談支援の充実

- 老人福祉法による「やむを得ない事由による措置¹」の適切な運用に向けた支援
- 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助、金銭管理サービス）の利用促進
- 地域生活定着支援事業（福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者への支援）の実施
- 民生委員による一人暮らし高齢者宅等の訪問等をとおした高齢者の安否確認
- 老人クラブ活動等を通じた見守り活動等の推進
- 家族介護者への支援の充実
 - ・家族介護者の悩みに対応するための相談体制の充実
 - ・家族介護者の自主グループの育成を図るなど、共通の悩みを持つ者同士の活動の促進
 - ・家族介護者教室や介護用品の支給等の支援

¹ 「やむを得ない事由による措置」…身体上または精神上の障害があるために、日常生活を営むのに支障がある者や認知症等により本人に意思能力がなく、かつ本人を代理する家族等がないなどのやむを得ない事由により介護保険法に基づくサービスを利用することが著しく困難である場合に、市町村が行う入浴・排せつ等の世話や入所等の措置

【養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応】

● 都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合



〈成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較〉

	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障害により事理を弁識する能力について ・不十分な者（補助） ・著しく不十分な者（保佐） ・欠く常況にある者（後見）	判断能力のあるもの	県内に在住し判断能力が不十分であり、契約能力がある ・おむね65歳以上の高齢者 ・成年である障害者 (知的障害者、精神障害者、身体障害者)
鑑定の要否	原則として鑑定必要（「補助」の場合は不要）	不要	不要
事業内容（目的）	判断能力が不十分であるため契約等の法律行為の意思決定が困難なものに、後見人等の機関がその判断能力を補うことで、身上監護、財産管理を行う。	本人が判断能力のあるうちに、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える契約を公正証書により締結する	判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、権利擁護に資する。
援助の内容	財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為 ①不動産、重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割 ②介護サービス利用契約、施設入所契約等、訴訟行為等	同左	・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス ・預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス ・定期的な訪問による生活変化の察知
請求権者・申立人等	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長	援助を受ける者（本人・委任者）が援助を行う者（受任者）に事務処理を委任する契約（公正証書）により成立	本人
権利擁護者（後見人等）	成年後見人、保佐人、補助人	任意後見人	社会福祉協議会 生活支援員
開始手続の本人同意	補助は必要、保佐・後見は不要	必要	
根拠法令等	民法	任意後見契約に関する法律	社会福祉法 日常生活自立支援事業実施要領
後見監督人等	成年後見監督、保佐監督人、補助監督人	任意後見監督人	社会福祉協議会 専門員
報酬・利用料	報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	任意後見人の報酬は民法の委任の規定による。（本人負担） 任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定する。（本人負担）	サービスごとの利用料等は、社会福祉協議会が設定する。 (本人負担) ※公費助成あり
登記の有無	登記	登記（公証人が嘱託登記）	なし

＜第3節 地域包括ケアシステムを支える体制づくり＞

地域包括ケアシステムの構築を進めるため、介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組みを推進します。また、地域包括支援センターの適切な運営を通じ、多様な職種や機関との連携による総合支援体制の構築を進めるほか、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用、介護サービス情報の公表、介護給付の適正化等により、サービスや制度運営の質の向上を進めます。

1 保健・福祉の人材養成と資質向上

＜施策の推進方向＞

高齢化の進展や介護サービス基盤等の充実に伴い、保健・福祉・介護サービスの従事者のニーズはますます増加するものと見込まれます。一方で、介護職の離職率は高く、有効求人倍率も高く人材不足となっていることから、多様な人材の参入促進や、介護職員の労働環境・待遇の改善を図り、人材の養成・確保を推進します。

また、高齢者の単身や夫婦のみ世帯の増加により、支援を必要とする高齢者の増加が予想されていることなどから、保健・福祉・生きがいづくりにおけるボランティア活動の重要性がますます高まっています。このため、各分野でのボランティア等の養成を通じ、世代を超えて、支援が必要な人を地域全体で支え合う基盤を整えます。

また、専門的知識と技術を持った質の高い保健・福祉・介護サービスを支える人材に対するきめ細かな研修の実施や支援体制の整備により、その資質の向上を図ります。

主要施策	内 容
(1) 保健・福祉の 人材養成と確保	とやま福祉人材確保緊急プロジェクトの推進、専門的人材の養成・確保（介護職員・看護師等の養成・確保、介護職のたん吸引研修等）、魅力ある介護職場づくりの推進 など
(2) 保健・福祉・生きがい づくりのボランティア 等の養成	介護予防・生活支援を推進するボランティア等の養成、地域福祉活動リーダーの養成、老人クラブリーダーの資質向上 など
(3) 介護サービスを 支える人材養成と 資質向上	介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成と資質向上、地域包括支援センターによるケアマネジャーの支援、主治医意見書の充実、介護認定審査会委員、認定調査員の養成と資質向上 など

(1) 保健・福祉の人材養成と確保

【課題】

高齢化の進展や介護サービス基盤等の充実に伴い、保健・福祉・介護サービスの従事者のニーズはますます増加するものと見込まれます。一方で、福祉職の離職率は高く、有効求人倍率も高く人材不足となっていることから、多様な人材の参入促進や、労働環境・待遇の改善を図り、質の高い人材を安定的に確保することが重要となっています。

【施策の方向】

保健・福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応するため、訪問介護員(ホームヘルパー)、介護福祉士、社会福祉士、看護職員など、保健・福祉サービスを担う人材の養成・確保を推進するとともに、資質の向上を図ります。また、中高生や団塊の世代など幅広い県民に対して福祉の仕事に関する理解と関心を深めるよう努めます。

<具体的な施策>

○とやま福祉人材確保緊急プロジェクト等の推進

- ・福祉人材確保対策会議の設置
- ・テレビコマーシャルや新聞広告を活用した福祉・介護のイメージアップ
- ・小学生の介護体験、中高校生への出前講座の実施
- ・潜在的介護従事者等に対する介護現場復帰のための研修、就業支援
- ・福祉職場説明会の開催
- ・新人介護職員フォローアップ研修、腰痛予防研修の開催
- ・事業所が職員の定着のために実施する研修に対する支援

○介護職員の確保と資質向上

- ・訪問介護員技術向上研修、サービス提供責任者研修の実施
- ・指定養成機関の確保

○看護職員（看護師等）の確保と資質向上

- ・看護学生修学資金の貸与や看護師等養成施設への支援による養成確保
- ・研修の充実や施設における看護職員の教育体制づくりへの支援
- ・病院内保育所の運営等への支援など働きやすい環境づくりの推進
- ・県外有資格者に対するUターンセミナーの実施
- ・潜在看護職員等に対するトライアル雇用制度の実施
- ・看護職員応援サイトの開設
- ・潜在看護職員等に対する就職相談や再就業支援の実施
- ・訪問看護師養成講習会の開催とキャリアアップ支援
- ・認定看護師の養成

○介護サービス事業所におけるキャリアパス¹導入等魅力ある介護職場づくりの推進

- ・介護事業所における職員のキャリアパス作成の支援
- ・介護の職場でがんばっている職員の表彰・紹介
- ・介護労働安定センターの助成金制度や雇用管理改善等に関する相談援助の活用
- ・介護サービス事業所における労働関係法令の遵守の徹底
- ・介護サービス事業所における教育・研修体制の充実
　事業所内研修の促進、外部研修の参加機会の確保、職員のキャリアアップ支援等
- ・介護サービス事業所における介護職員の待遇改善の取組みの推進

¹ キャリアパス…キャリアパスとは、職場で求められる知識習得や経験の過程を明確にし、能力・資格・経験等に応じ、給与体系や人事制度等において適切な待遇を図る制度

○介護ロボットやＩＣＴ（情報通信技術）を活用した介護職員の負担軽減の推進

- ・ロボットやＩＣＴを活用した介護職場の環境改善を支援

○中重度の在宅要介護者の在宅生活を支える人材への支援

- ・看取り介護の研修に対する支援

○介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修

- ・喀痰吸引等指導者養成研修の実施
- ・基本講義・演習、実地研修の実施

○専門的人材の養成・確保及び資質向上

- ・介護福祉士…修学資金貸付制度の活用、介護福祉士養成研修の充実による資格取得促進
- ・社会福祉士…修学資金貸付制度の活用、地域包括支援センター職員研修等による資質向上
- ・地域包括支援センター職員…介護予防ケアマネジメント研修、職員研修等による資質向上
- ・保健師・助産師・看護師・准看護師…人材育成研修、地域保健に関する研修の実施
- ・医療ソーシャルワーカー…保健医療福祉の連携研修の実施
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - …理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会による資質向上のための研修の実施
- ・歯科衛生士…歯科衛生士養成所等による歯科衛生士の養成
 - …歯科衛生士会等による歯科医師会と連携した研修による資質向上
- ・管理栄養士…厚生センター・栄養士会が実施する資質向上のための研修の実施

○福祉人材の円滑な供給支援

- ・健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介、「介護の日」における普及啓発事業 等

保健・医療人材の就業状況

資格等の種類	22年度	現在
保健師の就業者数	537人	546人
助産師の就業者数	348人	361人
看護師の就業者数	10,257人	10,861人
准看護師の就業者数	3,754人	3,595人
歯科衛生士 就業者数	951人	988人
栄養士の就業者数	1,300人	1,306人
うち管理栄養士	476人	519人
うち栄養士	824人	787人

※栄養士・管理栄養士は25年度末、その他は24年度末

リハビリ人材の就業状況

介護サービス施設・事業所

資格等の種類	23年10月	25年10月
理学療法士	174人	227人
作業療法士	197人	194人

※常勤換算数

病院・診療所

資格等の種類	20年10月	23年10月
理学療法士	335人	431人
作業療法士	244人	305人

※常勤換算数

【保健・福祉の専門的人材の役割】

○訪問介護員（ホームヘルパー）

- ・訪問介護事業所における身体介護・生活援助、介護保険施設等における介護等

○介護福祉士

- ・介護サービス事業所における介護、介護者への指導、援助等

○社会福祉士

- ・地域包括支援センターの総合相談支援や介護保険施設等での生活相談等

○保健師

- ・地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメントや市町村保健センター等での保健指導等

○看護師及び准看護師

- ・病院・診療所、介護保険施設、訪問看護、通所系サービス等における医療補助、看護

○理学療法士・作業療法士

- ・通所系の介護予防・居宅サービスでの「運動器の機能向上」のプログラム作成・指導
- ・老人保健施設、療養型医療施設、通所リハビリテーション等における機能訓練等

○言語聴覚士

- ・通所系介護予防・居宅サービスでの「口腔機能の向上」のプログラムの作成・指導
- ・介護保険施設等における言語機能、聴覚機能、音声機能等の維持向上訓練等

○歯科衛生士

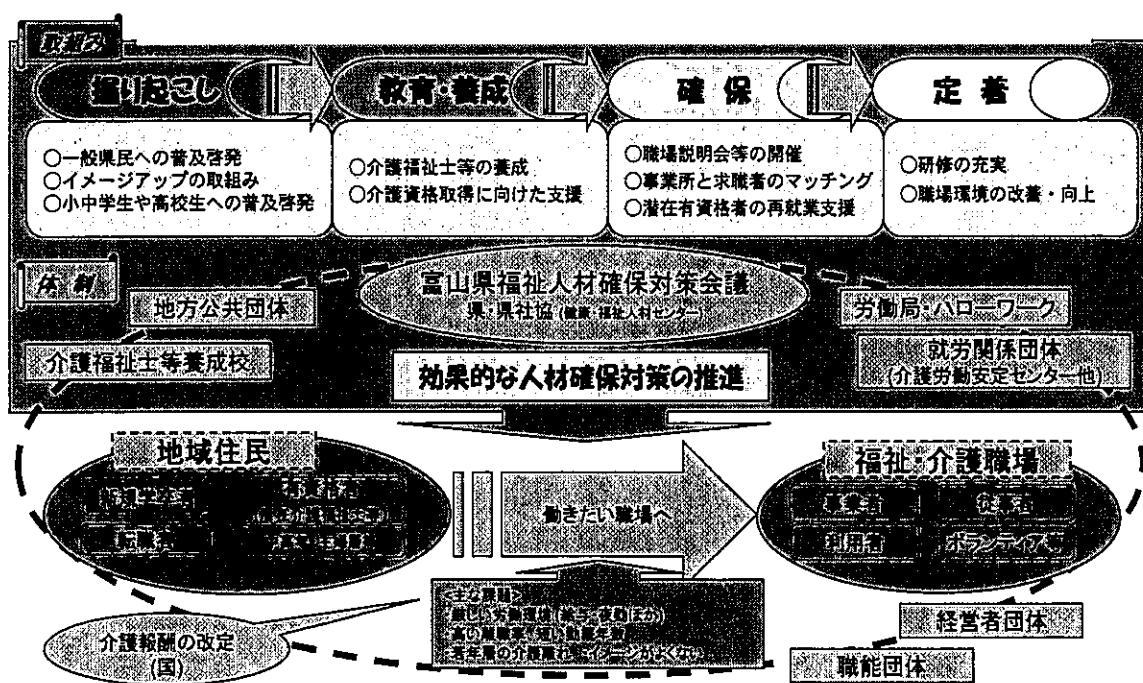
- ・介護予防事業、通所系サービス事業所等での「口腔機能の向上」プログラム作成・指導
- ・訪問口腔衛生指導、居宅療養管理指導、訪問歯科衛生指導

○管理栄養士

- ・介護予防事業、通所系サービス事業所等での「栄養改善」プログラム作成・指導
- ・居宅療養管理指導、在宅訪問栄養食事指導
- ・介護保険施設等における栄養ケアマネジメント

とやま福祉人材確保緊急プロジェクトの推進

福祉人材の確保を効果的に推進していくために、関係機関が連携、協力し、①掘り起こし、②教育・養成、③確保、④定着の4つの段階ごとにきめ細かな対策を講じていきます。



(2) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成

【課題】

高齢者の単身や夫婦のみ世帯の増加により、支援を必要とする高齢者の増加が予想されています。また、高齢者にとっても、社会参加・社会的役割をもつことが生きがいや介護予防につながることから、保健・福祉・生きがいづくりにおいて、ボランティア活動の重要性がますます高まっています。

【施策の方向】

地域において、介護にとどまらず、生活全般にわたる支援体制を整備する必要があることから、生活支援・介護予防や認知症高齢者支援を推進するボランティア等を養成するとともに、保健・福祉・生きがいづくりなど各分野でのボランティア等の養成を通じ、世代を超えて、支援が必要な人を地域全体で支え合う基盤を整えます。

<具体的な施策>

○介護予防を推進するボランティア等の養成

- ・健康づくりボランティアや老人クラブリーダー等に対する研修等による介護予防の普及啓発
- ・介護予防推進員、介護サポーターの養成
- ・地域における自主的な介護予防活動の育成、支援
- ・健康生きがいづくりアドバイザーなどの人材の活用 等

○認知症高齢者を支援するボランティア等の養成

- ・認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター、見守り支援員等の養成

○ボランティア養成研修や活動体験講座の開催

- ・地域のニーズに即した研修の実施によるボランティアの養成
- ・「アクティブシニア・地域デビュー講座」の開催によるシニア層が気軽にボランティア活動に参加できる機会の提供

○地域福祉活動リーダー¹の養成への支援

- ・健康づくりや福祉を地域で支える活動を充実するための地域福祉活動リーダーの養成
- ・まちづくりやそのための福祉教育に関する普及・啓発を行う福祉教育サポーター²の養成

○老人クラブリーダーの資質向上への支援

- ・訪問支援活動員の実践的指導者となる老人クラブリーダーに対する研修の充実

○健康づくりボランティアの資質向上への支援

- ・地域健康づくり活動推進事業等の実施による、健康づくりボランティアの養成支援及び資質の向上、リーダー養成や組織化の支援

○社会教育関係団体の活動への支援

- ・公民館や婦人会等の社会教育関係団体の活動への支援

○児童・生徒、地域住民に対する介護・福祉に関する実践的な知識・技術の普及と理解の促進

- ・地域内の介護・福祉の専門的人材を活用した、学校や各地域の県民カレッジ地区センター教養講座等での講義・講座の実施 等

○地域社会の担い手として活躍する元気な高齢者を養成する講座の開講

○支援を要する人の個人情報等の適切な取扱いに関する普及啓発

¹ 地域福祉活動リーダー…小地域（自治会・町内会単位など）において、健康づくりや地域福祉活動に関して、支援が必要な方など（高齢者・障害者・児童等）へ住民参加を基本とした支援活動を中心となって推進する人

² 福祉教育サポーター…地元ならではの新しいまちづくりとそのための「福祉教育」の事業・活動を支援する人

(3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上

【課題】

介護サービス利用者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するとともに、地域包括ケアシステムを構築していく中で、多職種協働や医療との連携を推進していくため、利用者本位の質の高いケアマネジメントが求められています。また、要介護認定の適正な運用や公平性の確保とともに、その円滑な運営の実施が求められています。

【施策の方向】

介護保険制度の運営に関わる人材として、制度運営の要であるケアマネジャーのほか、要介護認定に関わる介護認定審査会委員、認定調査員があげられます。また、介護認定審査資料となる意見書作成にかかる主治医の役割も極めて重要です。このため、介護支援専門員（ケアマネジャー）や要介護認定に関わる人材の育成や支援体制の充実により、ケアマネジメントの適切化、要介護認定の公平公正性の確保に向けた取組みを継続していきます。

<具体的な施策>

○介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上及び専門性を高めるための研修等の実施

- ・経験年数に応じた研修、5年ごとの資格更新研修の実施
- ・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の養成研修、主任介護支援専門員の更新制導入に伴う研修の実施
- ・ケアマネジャーのスキルや役割に応じた医療と介護の連携促進を図る「ケアマネジャー医療介護連携研修」の実施
- ・介護支援専門員と地域医療機関、サービス事業者、保健・福祉等関係機関の連携促進
- ・保険者によるケアプランチェックの推進

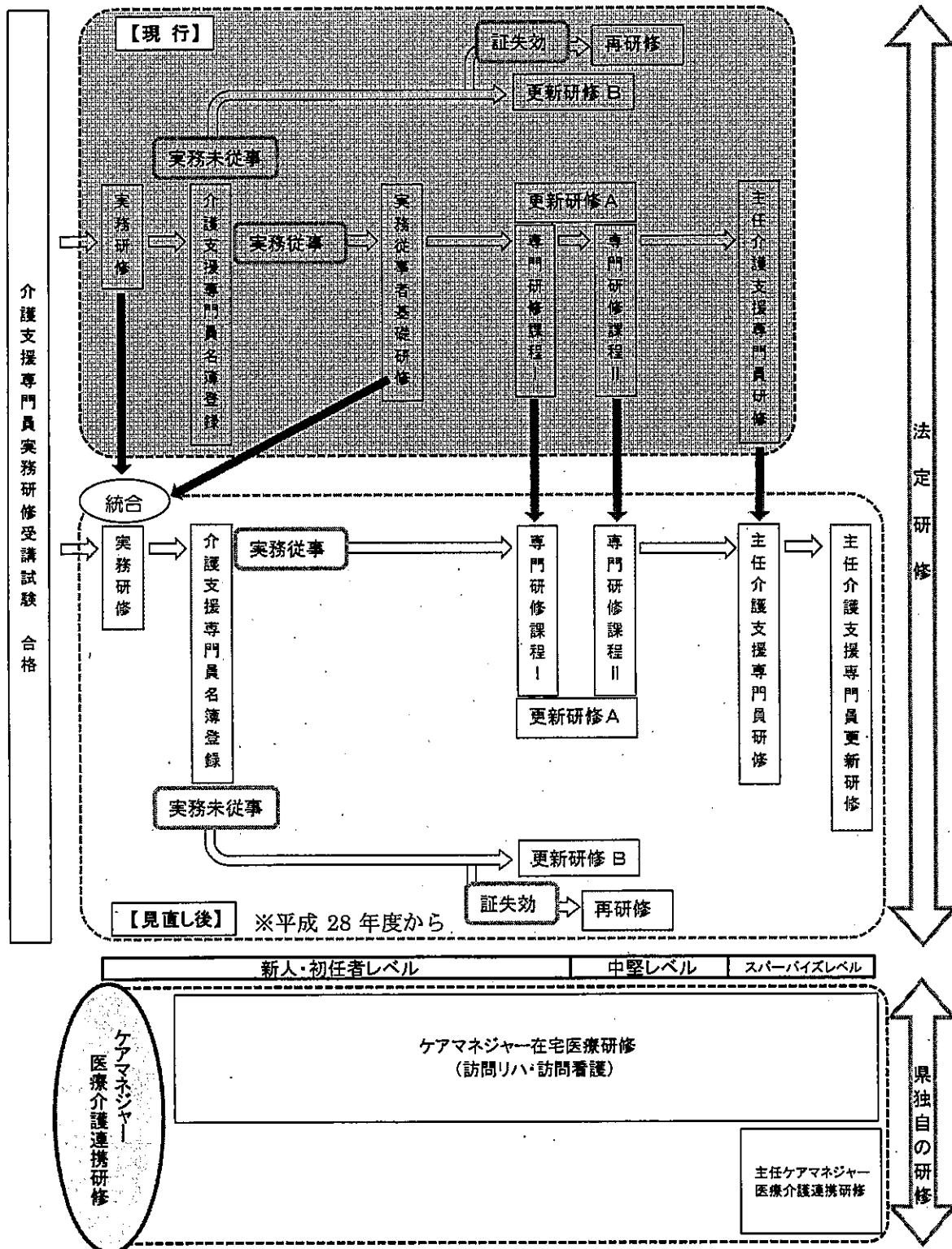
○要介護認定制度の適正な運営のための研修等の実施

- ・県医師会と連携協力した主治医研修の充実
- ・認定調査技術の向上や認定基準の改正等に対応したきめ細かな認定調査員研修の実施
- ・介護認定審査会委員の資質向上を図るために研修の実施
- ・介護認定審査会事務局員を対象とした介護認定審査会運営適正化研修の実施

【主任ケアマネジャーの役割】

- ・包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための情報収集・発信
- ・関係機関との連携体制づくり
- ・地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり
- ・地域内の介護支援専門員に対する指導・助言
- ・支援困難事例等の個別相談・支援
- ・地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成

【介護支援専門員の研修体系】



2 サービスや制度運営の質の向上

＜施策の推進方向＞

介護が必要な状態になっても、高齢者一人ひとりの尊厳が尊重され、できる限り自立した生活を営むことは、誰もが抱く共通の願いです。

少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増加するとともに、介護する家族などに過大な負担がかかることが多くなってきています。

このような高齢者や介護する家族を支えるには、医療や福祉、介護のサービスのみでは必ずしも十分ではなく、高齢者や家族を地域全体で支える仕組みを構築していくことが重要であることから、地域住民やボランティア団体等も含めた多様な主体による総合的な地域生活支援体制を推進します。

また、ICT(情報通信技術)を活用し、医療・介護関係者の情報共有の推進、ビッグデータの解析による健康づくりや介護ロボットの導入などの取組みを進めます。

さらに、サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス情報の公表や福祉サービス第三者評価、介護給付の適正化を推進します。

主要施策	内 容
(1) 総合的な支援体制の推進	富山県地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討、地域包括支援センターによる総合的な支援の推進など
(2) 健康・医療・介護分野におけるICT化の推進	医療・介護関係者のICT(情報通信技術)を活用した情報共有の推進、ビッグデータの解析による健康づくり など
(3) 情報の公表等を通じた利用者への支援	「介護サービス情報の公表」制度の拡充と利用促進、「福祉サービス第三者評価」制度の推進 など
(4) 介護保険制度の適正な運営の確保	介護サービス事業者に対する指導監督の推進、「介護給付適正化に向けた今後の取組方針」に基づく重点事業の実施 など

(1) 総合的な支援体制の推進

【課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う仕組みを構築することが重要です。

特に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の生活を支えるため、身近な地域における見守りや日常生活を支援する取組みが必要となっています。

【施策の方向】

地域社会で活動をするあらゆる主体が参加して、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う地域総合福祉を積極的に推進します。

<具体的な施策>

○富山県地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討

- ・医療、介護関係者のみならず、住民団体やライフライン事業者等も参加した県民ぐるみの取組の推進
- ・県民や事業者に対する地域包括ケアシステムの普及啓発

○地域包括支援センターによる総合的な支援の推進

- ・地域ケア会議の充実

○地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センター職員への研修実施
- ・センターが行う事業の質の評価に対する支援
- ・市町村が行うセンターにおける事業の実施状況の点検の推進
- ・業務内容や運営状況に関する情報の公表の推進

○地域における多職種連携の強化

- ・社会福祉協議会の福祉活動指導員や福祉活動専門員、民生委員・児童委員、その他福祉専門職員など地域における多職種連携の強化

○市町村（地区）社会福祉協議会の機能強化

○福祉に関する啓発活動の推進

- ・インターネットによる福祉に関する広報活動、福祉フォーラムの開催等による啓発の推進

○学校教育等における福祉教育の充実

- ・ボランティア体験学習の推進、「総合的な学習の時間」等の活用による児童・生徒、地域におけるボランティア活動推進事業の実施
- ・高校生の介護体験事業による高齢社会に対する認識を深めるための実践活動の推進

○ボランティア意識の醸成や幅広い県民のボランティア活動への参加促進

- ・ボランティア活動強調月間におけるボランティア・NPO大会等開催
- ・ボランティア休暇制度の普及 等

(2) 健康・医療・介護分野におけるICT化の推進

【課題】

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療・介護関係者が切れ目なく連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスが提供できるような環境整備が求められています。さらに、ICT(情報通信技術)や介護ロボットの活用による介護者の負担軽減、センサーやGPS¹装置を活用した高齢者を見守るための仕組みづくり、インターネットを活用した生活支援サービスや健康づくりサポートサービス等の普及が求められています。

また、健康診断の結果やレセプト(診療報酬明細書)データなどの医療・健康・介護に関するデータを活用し、現役世代からの健康増進や、生活習慣病の発症予防、重症化予防による健康寿命の延伸を目的とした効果的・効率的な施策を展開することも大切です。

【施策の方向】

在宅医療・介護連携を促進するためには、多職種間の連携と情報共有を効率的に行うことが重要であることから、ICTを活用した情報共有ツールの導入、タブレット端末²の活用を推進します。あわせて、介護者の負担軽減を図るため、ロボット技術を活用した介護機器開発に取り組むとともに、「パロ」に代表されるメンタルコミットロボット³の活用による、ロボットセラピー⁴の促進など、様々なICT技術を活用した見守りや生活支援サービス、ヘルスケアサービスなどを提供する仕組みの構築支援にも取り組みます。

また、健康診断の結果やレセプトデータ、要介護度別の介護サービスの利用状況等を収集・分析し、その分析結果を関係機関と広く共有したり、各種施策に反映するためのシステムの構築を検討します。

<具体的な施策>

○医療・介護関係者のICTを活用した情報共有の推進

- ・公的病院と地域の診療所間のネットワークを整備し、効率的な医療提供体制を構築
- ・県内の地域医療ネットワークの現状を調査・分析し、将来的な相互連携を見据えたネットワークの整備についての提案
- ・多職種連携体制促進の一環として情報共有ツール導入支援
- ・介護事業所や訪問看護ステーション等へのタブレット端末を活用したシステム導入支援

○ビッグデータ⁵の解析による健康づくり

- ・健診・医療・介護情報を収集・分析するための仕組みづくり

○介護ロボット等の開発・導入促進

- ・移乗介護等の介護機器についての現場ニーズの調査や実証試験等を行う調査研究を支援
- ・介護ロボット導入の支援

○ヘルスケア産業(健康寿命延伸産業)の育成

-
- ¹ GPS…Global Positioning System の略。全地球測位システム。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム
 - ² タブレット端末…タッチパネルを搭載した画面から主に入出力を行う、板状の持ち運び可能なコンピュータの総称
 - ³ メンタルコミットロボット…人と共存するロボットで、「かわいい」や「心地よい」など人からの主観的な評価を重視し、人との相互作用によって、人に楽しみや安らぎなどの精神的な働きかけを行うことを目的にしたロボット
 - ⁴ ロボットセラピー…メンタルコミットロボットを活用した、高齢者の認知症の進行抑制や防止あるいは長期療養者のメンタルサポートを目的とした介在療法の一種
 - ⁵ ビッグデータ…コンピュータや通信機器などの高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されているさまざまなデータの巨大な集まりのこと。

(3) 情報の公表等を通じた利用者への支援

【課題】

介護サービスの充実を図るために、サービス基盤の整備を推進するとともに、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、各事業所等においてサービスの質の向上を図ることが必要です。

また、高齢者や家族が、介護保険制度やサービス事業者等に関する十分な情報を容易に入手でき、サービス内容に不満がある場合等に身近なところで気軽に相談できるなど、利用者本位のサービスを受けられるための仕組みを整備することが必要です。

【施策の方向】

利用者のサービスの選択を支援するために、事業者情報を提供する「介護サービス情報の公表」制度を実施するとともに、事業者によるサービスの自己評価やサービスの質を客観的に評価するために「福祉サービス第三者評価」制度を推進します。また、介護保険制度の普及啓発やサービスに関する相談・苦情処理体制の整備を推進します。

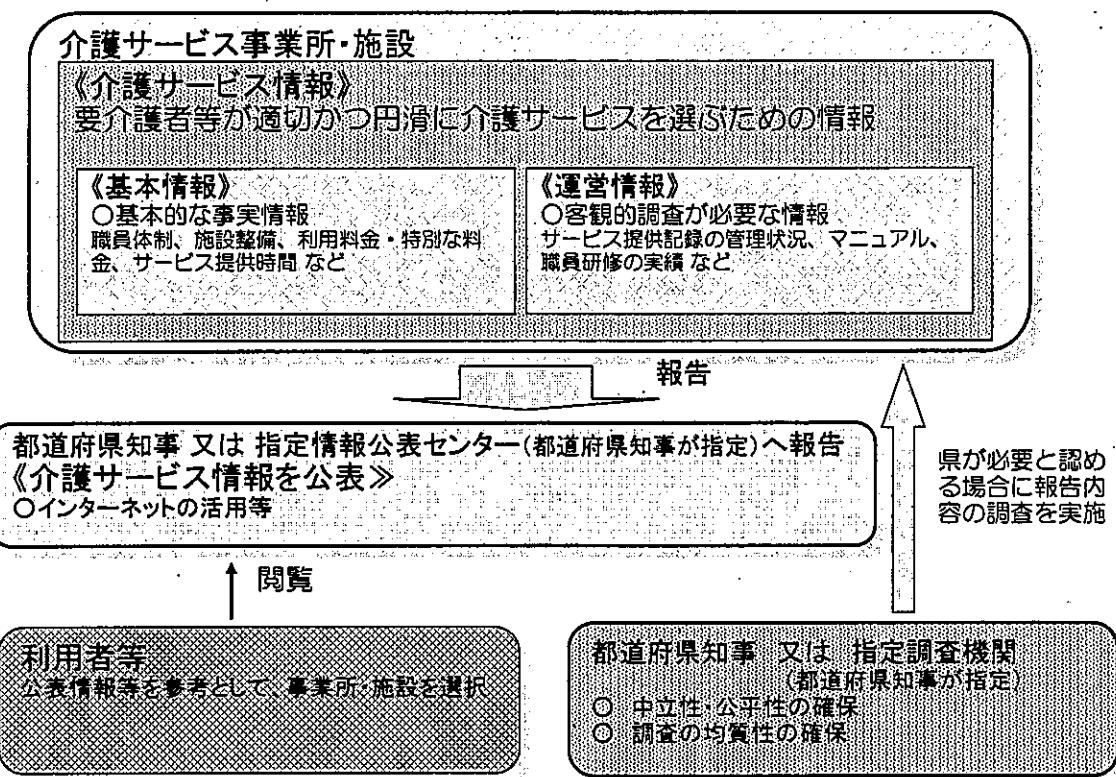
<具体的な施策>

- 「介護サービスの情報の公表」制度の拡充と利用促進
 - ・介護サービス事業者に対する適切な情報公表に向けた助言、指導
 - ・地域包括支援センター及び生活支援サービスの公表の推進
- 「福祉サービス第三者評価」制度の推進
 - 利用促進に向けた事業者に対する研修、評価調査者の資質向上のための研修の実施
- 介護サービス従事者等の資質向上研修の実施 (P ~P 参照)
- 介護サービス事業者に対する適切な指導・監査の実施 (P 参照)
- 市町村（保険者）による管内サービスマップ等による情報提供の推進
- 市町村（保険者）及び国民健康保険団体連合会における苦情処理体制の充実
 - ・国民健康保険団体連合会の苦情処理業務に対する県の支援
 - ・苦情処理における市町村と国民健康保険団体連合会との連携の推進
 - ・事故情報や苦情相談内容のサービス現場等へのフィードバックとその活用促進
- 県福祉サービス運営適正化委員会による福祉サービスに関する苦情解決の実施
- 事業所における利用者からの相談・苦情処理体制、リスクマネジメント体制の改善・充実
- 利用者からの相談を受ける介護相談員¹の育成
- 介護保険制度の普及啓発

¹ 介護相談員…市町村（保険者）から施設等に派遣され、利用者から介護サービスに関する不安や不満などを聞き、サービス提供者や行政へ橋渡しをして、問題の改善・解決に向けた手助けをする者

「介護サービス情報の公表」制度

—概念図—



「介護サービス情報の公表制度」と「福祉サービス第三者評価制度」について

区分	介護サービス情報の公表	福祉サービス第三者評価
主な目的	【情報の提供】 利用者による事業所の選択に資するため、事業所のサービスに関する情報を提供	【サービスの質の向上】 事業者自身の問題点把握(いわゆる「気づき」)によりサービスの質を向上
対象	介護サービス(介護保険法で規定されるサービス)	福祉サービス全般
実施方法	・事業所から公表機関へ年1回報告 ・県が必要と認める場合に報告内容の調査を実施	推進機構が認証する評価機関が「利用者調査」及び「事業者調査」を実施し、サービスの内容・質等を評価
制度上の位置づけ	公表機関への報告は事業者の義務	評価を受けることは任意 ※
公表機関	社会福祉法人富山県社会福祉協議会	富山県福祉サービス第三者評価推進機構
公表方法	インターネット (富山県介護サービス情報公表システム)	インターネット (県総合福祉会館「サンシップとやま」HP)

※認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所は、介護保険法に基づく運営基準において外部評価を受けることが義務付けられている。

(4) 介護保険制度の適正な運営の確保

【課題】

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定することや、受給者が真に必要とするサービスが過不足なく適切に提供されるよう促していくことが必要です。

また、今後、高齢者人口の増加に伴って要介護認定者が増加していくことが見込まれる中、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築する必要があります。

【施策の方向】

平成27年3月に県が策定する「介護給付適正化に向けた今後の取組方針」(第3期(平成27~29年度)介護給付費適正化計画)に基づき、市町村(保険者)が行う介護給付適正化事業を支援するとともに、要介護認定に関わる関係者への研修を充実します。

また、介護サービス事業者についての相談・苦情処理体制を充実するとともに、市町村(保険者)との連携による効果的な指導・監査体制を構築します。

<具体的な施策>

○介護サービス事業者に対する指導監督の推進

- ・すべての事業者に対する効果的な実地指導の実施
- ・サービス利用者からの苦情及び事業所職員等からの通報情報に基づく指導・監査の実施
- ・国民健康保険団体連合会から提供される給付費適正化データを活用した指導・監査の実施
- ・集団指導等を通じた事業者に対する制度内容の説明、適切な報酬請求の指導

○「介護給付費適正化に向けた今後の取組方針」に基づく取組み

介護給付費適正化重点事業の取組目標

介護給付費適正化に向けた取組み		取組目標	
取組みの視点	取組み(適正化事業)	H26 (実績)	H29 (目標)
I. 要介護認定の適正化	1. 要介護認定の適正化 (直営実施や委託で実施した更新・区分変更申請に係る認定調査の事後チェック)	9保険者	
II. ケマネジメントの適切化	2. ケアプランの点検 3. 住宅改修の点検(着工前訪問調査) 4. 福祉用具の購入・貸与調査(訪問調査等)	8保険者 5保険者 3保険者	-調整中
III. 事業者のサービス提供制及び介護報酬請求の適正化	5. 医療情報との突合 6. 縦覧点検 7. 介護給付費通知 8. 給付適正化システムによる給付実績の活用	8保険者 9保険者 8保険者 8保険者	

※各保険者が重点項目の設定や数値目標を定め、計画的に実施

※平成29年度実施計画のない保険者も、引き続き実施に向け検討

○関係機関の連携強化による、福祉・介護サービス提供に係る効果的な相談・指導・監査の実施

- ・県、保険者、国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会等による情報交換や検討会の開催 等

○認定調査員、認定審査会委員など要介護認定に関わる関係者への研修の実施による資質向上

○市町村(保険者)及び国民健康保険団体連合会の苦情処理の充実

○介護保険事業運営に係る市町村(保険者)への支援の充実

- ・制度運営情報の提供、給付費適正化データの活用 等

○介護保険審査会の運営

- ・保険者の行った要介護認定や保険料の賦課等の処分に対する不服申立ての審理・裁決

